明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件（金融庁二三）　一
○特定国外派遣組織を指定する件（総務二二六、二二七）　二
○除籍が滅失した件（法務二四三）　二
○戸籍が滅失した件（同二四四）　二
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（同二四五、二四六）　二
○所得税法施行令第二十八条第一項の団体を指定する件の一部を改正する件（文部科学八七）　二
○独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第二条の規定に基づき、農林水産大臣が定める平成二十八事業年度における独立行政法人農畜産業振興機構法第十条第二号の農林水産省令で定める事業に係る補助の総額を定める件の一部を改正する件（農林水産一二三二）　二
○肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、肉用子牛の主要な生産地域に所在する家畜市場であって農林水産大臣の指定するものを指定する件の一部を改正する件（同一二三三）　二
○肥料を登録した件（同一二三四）　二
○輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件（経済産業一五三）　三
○輸入貿易管理規則第二条第一項第一号ハの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物の一部を改正する件（同一五四）　四
○航路標識に関する件（海上保安庁二九、三〇）　四
○都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の一部を改正する件（環境六五）　五
○道路に関する件（北陸地方整備局五二）　六
○都市公園の供用を開始する件（近畿地方整備局一〇七）　六
○一級河川石狩川水系夕張シューパロダムにおける河川区域指定に関する件（北海道開発局一六六）　七

〔国会事項〕　七
〔人事異動〕　七
法務省　七
〔叙位・叙勲〕　七
〔皇室事項〕　九
〔官庁報告〕　九
官庁事項　九
登録検査機関の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）　九

〔公告〕

官庁　九
財団、金融商品取引業者の登録取消し処分、前払式支払手段発行者の発行保証金に係る仮配当表、前払式支払手段発行者の発行保証金に係る権利の実行に関する意見聴取会、鉱業法第一四二条の規定、建設業の許可の取消処分関係　一〇
裁判所　一〇
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇
会社その他　一〇

告示

○金融庁告示第二十三号
金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の規定に基づき、本庁監理金融商品取引業者等を指定する件（平成十九年金融庁告示第九十号）の一部を次のように改正し、平成二十八年五月二十四日から適用する。
平成二十八年五月二十三日
金融庁長官　森　信親
第一条中第百三十三号を第百三十四号とし、第二十七号から第百三十二号までを一号ずつ繰り下げ、第二十六号の次に次の一号を加える。
二十七　スタンダード・チャータード証券準備株式会社

○総務省告示第二百二十六号
公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。
平成二十八年五月二十三日
総務大臣　山本　早苗
一　名　称　平成二十八年度日米共同訓練（アラスカ州アンカレッジ）実施部隊
二　国外派遣期間　平成二十八年五月二十四日から平成二十八年六月二十三日まで
三　派遣人数（概数）　百二十五人程度
四　派遣地域　アメリカ合衆国アラスカ州アンカレッジ

○総務省告示第二百二十七号
公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。
平成二十八年五月二十三日
総務大臣　山本　早苗
一　名　称　平成二十八年度日米共同訓練（アラスカ州フェアバンクス）実施部隊
二　国外派遣期間　平成二十八年五月二十四日から平成二十八年六月二十三日まで
三　派遣人数（概数）　百八十五人程度
四　派遣地域　アメリカ合衆国アラスカ州フェアバンクス